

群馬県福祉医療費支給制度について

群馬県内に住所がある医療保険加入者のうち、一定の要件を満たす方の医療保険の一部自己負担額を無料化する地方自治体の制度です。

福祉医療の種類

- ◆ こども医療
- ◆ ひとり親医療
- ◆ 重度心身障害医療

申請方法

お住いの市役所・町村役場で申請手続きを行い「**福祉医療費受給資格者証**」の交付を受けてください。

詳しくは、お住まいの市役所・町村役場の担当課へお問い合わせください。

受診方法

「**保険証**」と「**福祉医療費受給資格証**」を同時にクリニック受付にご提示ください。

- 医療保険の自己負担額が**無料**となります。
- 受給資格証をお忘れの場合は、**医療保険の自己負担額**となります。

詳しくは、当院の**医療福祉相談室**までお問い合わせください。

— 福祉医療の詳細 —

こども医療費

対象者：15歳に達する日以後の最初の3月31日まで

注)一部の市町村においては、対象範囲を拡大している場合もございます。

ひとり親（母子家庭・父子家庭）医療費

対象者：所得税非課税者のうち、次のいずれかに該当する方

- ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を、現に扶養している母子家庭の母または父子家庭の父
- ② 母子家庭または父子家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）
- ③ 親のない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

注)一部の市町村においては、所得制限を設けていない場合や、所得制限・要件を緩和している場合があります。

重度心身障害者医療費

- 対象者：**
- ① 特別児童扶養手当の1級の対象となった方
 - ② 障害年金の1級の該当となった方
 - ③ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方
 - ④ 療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

注)一部の市町村においては、対象者の要件を拡大している場合があります。